

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和七年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町川角二丁目四七二番三二、四八六番二の一部、四八六番三の一部、四八七番二、四九三番一、四九三番二、四九七番一、四九七番四、五〇三番、五〇三番二、五〇三番三、五〇三番五、五〇四番一、五〇四番二、五〇四番三、五〇五番一、五〇五番三、五〇八番一の一部、五〇八番五の一部、五〇八番六の一部、五二〇番一、五二〇番二、五二〇番四、五二一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸郡熊野町初神一丁目一〇番八号

株式会社 熊野技建

代表取締役 小田原 卓哉